

平成 30 年 10 月 26 日
福島復興再生総局の長決定
令和 2 年 10 月 21 日一部改訂
令和 3 年 12 月 2 日一部改訂
令和 4 年 3 月 28 日一部改訂
令和 5 年 12 月 28 日一部改訂

「福島復興再生総局幹部会合」
開催要領

1. 趣旨

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断することを目的に、福島復興再生総局（以下「総局」という。）の長、構成員及び総局事務局による「福島復興再生総局幹部会合」を開催する。

2. 出席者

（1）会議の構成員は以下のとおりとする。

総局の長	復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
総局の構成員	復興副大臣（総括担当） 復興副大臣（福島担当） 農林水産副大臣（震災復興担当） 経済産業副大臣（内閣府原子力災害現地対策本部長） 環境副大臣（除染・廃棄物担当） 復興大臣政務官（総括担当）
総局事務局	事務局長 復興庁事務次官 復興庁統括官（福島担当） 復興庁福島復興局長 農林水産省東北農政局地方参事官（震災復興担当） 内閣府原子力災害現地対策副本部長 環境省福島地方環境事務所長

（2）総局の長は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

3. 議事の記録等の取扱い

- (1) 総局事務局は、会議終了後に、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録の作成を行う。また、議事要旨を作成し、公開する。
- (2) 会議の配布資料については、原則公開とする。